

むつ市第2期地域福祉計画中間評価における

第 1 回

むつ市地域福祉計画策定委員会

◇ 日 時 令和8年6月23日(火)
18:00～

◇ 場 所 むつ市役所本庁舎
大会議室B

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員紹介

5 組 織 会

6 案件

- (1) 会議録の公開について
- (2) むつ市第2期地域福祉計画の中間評価について
- (3) 委員会の開催日程について
- (4) アンケート調査について

7 閉 会

4 委員紹介

分 野	氏 名	推 薦 団 体 名
保健・福祉に関する学識経験者	高 橋 賢 充	青森大学
児童福祉関係団体	北 城 夏 美	青森県保育連合会むつ支部
	工 藤 貴 史	むつ市校長会
障がい者福祉関係団体	山 本 洋 子	むつろうあ協会
	傳 法 久 昭	特定非営利活動法人 むつ下北子育て支援ネットワーク ひろば
高齢者福祉関係団体	石 田 忠 臣	むつ下北地区老人福祉協会
	布 施 勝 大	むつ市老人クラブ連合会
健康福祉関係団体	佐々木 千佳子	むつ市保健協力員あゆみの会
社会福祉関係団体	遠 藤 雪 夫	むつ市社会福祉協議会
	佐々木 典 雄	むつ市民生委員・児童委員協議会
	赤 松 靖	むつ市人権擁護委員協議会
	小 川 勉	むつ下北地区保護司会

5 組織会

委員長及び副委員長選出について

むつ市地域福祉計画策定委員会条例第5条の規定により、委員長及び副委員長を選出します。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

役 職	氏 名
委員長	
副委員長	

6 案 件

(1) 会議録の公開について

むつ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の審議の透明性の確保を図り、もって開かれた福祉の推進に資するため、会議内容は、委員長の了承を得た後、正式な会議録としてむつ市ホームページで公開します。

(2) むつ市第2期地域福祉計画の中間評価について

【むつ市第2期地域福祉計画】

本市では、市の最上位計画となる「むつ市総合経営計画」(平成 29 年度策定)において、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来像として掲げています。

「むつ市第2期地域福祉計画(2024年度～2028年度)」は、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組み、市民の願いである「誰もが安心して共に暮らすことのできるまちづくり」を推進するために策定されました。

P69

(基本理念)

「次世代へつなぐ、地域のきずな・人と資源、
安心して共に暮らすことのできるまちづくり」

P72

(基本目標)

1. 本計画は、むつ市総合経営計画を基本とし、施策と分野を超えて横断的に連携し、地域づくりを推進します。
2. 地域の課題を解決するための自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉のまちづくりを推進します。
3. 地域包括ケアを念頭に置いた、様々な地域課題を解決できる地域基盤と行政体制づくりの強化に取り組みます

P77

(施策の基本目標)

- 基本目標1 理解と交流づくり
- 基本目標2 参加と居場所づくり
- 基本目標3 自立に向けた生活支援の継続
- 基本目標4 ゆりかご前から安心できる仕組みづくり
- 基本目標5 安心のあるまちづくり

<中間評価について>

1. 中間評価の実施の目的

「むつ市第2期地域福祉計画(令和6年3月)」の 4 ページから 11 ページに記載の「第1章 計画策定にあたって」「2 計画の位置付け・計画期間」の「(5)計画の運用」及び123ページに記載の「第5章 計画の推進」に基づき、これまでの進捗状況进行评估し、必要に応じて進め方の見直しを行うことを目的とします。

今回は、計画の最初の段階である「前期(令和6年度～7年度)」の推進状況を確認するためのものであるため、特に策定当初に施策として掲げた項目を中心に検証し、課題の洗い出しを行います。

2. 中間評価について

評価は、基本目標に設定した施策について、外部評価、内部評価及び総合評価により行います。

外部評価→アンケート調査による現行計画の認知度や現況を集計したもの

内部評価→各施策推進担当課による状況報告及び活動実績評価

総合評価→外部評価及び内部評価をもとに、委員会が総合的に評価

3. 成果品について

本委員会が、取り纏めた総合評価及び策定委員会の意見は、「むつ市第2期地域福祉計画中間評価報告書」として、公表します。

(3) 委員会の開催日程について

<委員会の開催時期>

時 期	委員会	内 容
令和8年6月23 日	第 1 回委員会	
10月下旬頃	第 2 回委員会	・アンケート調査結果報告 ・内部評価報告 ・第2期地域福祉計画中間評価に対する策定 委員会の意見(案)作成
12月上旬頃	第 3 回委員会	・むつ市第2期地域福祉計画中間評価報告書 素案について ・パブリックコメント実施について
令和9年2月上旬頃	第 4 回委員会	・むつ市第2期地域福祉計画中間評価報告書 素案の承認について

むつ市第2期地域福祉計画中間評価 スケジュール (案)

		令和8年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 現行計画評価	Ⅱ-1 現行計画にかかる内部及び外部評価の実施												
	① アンケート調査												
	各調査票（案）の作成・修正・確定												
	実施準備												
	調査実施期間												
	入力・集計												
	分析・報告書作成												
	② 各課施策実施状況調査の実施												
	評価シートへの記入（各課照会）												
	評価結果のとりまとめ												
2 計画中間評価報告書	③ 現況把握調査等の実施												
	現況データの更新（各種データ整理・とりまとめ）												
	Ⅲ-1 各種調査結果の整理												
	① 各種調査結果の整理・課題把握												
	各種調査結果のとりまとめ、課題の抽出・整理												
	Ⅲ-2 報告書作成												
	① 報告書作成・編纂												
	報告書案の作成												
	パブリックコメント												
	委員会開催予定												

(4) アンケート調査について

<①アンケート調査の方法>

市民、中高生、町内会及び福祉法人・NPO 法人及びコミュニティ団体に対しアンケート調査を実施し、外部評価の基礎資料とします。

なお、本調査の対象及び配布、回収方式は、以下の予定です。

調査種別	抽出方法・対象者数		配布、回収方式
①市民	抽出方法	18歳～80歳の住民より無作為抽出	郵送法、Web方式併用
	対象者数	2,000人	
②中高生	抽出方法	市内高校2年生及び中学2年生より抽出	各校で配布・回収
	対象者数	約800人	
③福祉団体等	抽出方法	市内地域福祉活動団体より抽出	郵送法
	対象者数	約150団体	
④町内会	対象者数	約160団体	郵送法

<②アンケート調査開始予定について>

7月下旬頃に発送し、8月中旬頃を目処に実施予定です。

中高生へのアンケート調査は、夏休み明けに学校を通しての実施予定です。

<③アンケート調査の活用>

本計画が市民等を実施するアンケート調査は、計画への評価のみならず、福祉政策の参考資料として、活用する予定です。

<④アンケート調査票について>

今回は、むつ市第2期地域福祉計画の中間評価となるため、計画策定時と同じ内容のアンケート調査を行うことで、現行計画との比較につなげることとします。

むつ市地域福祉計画策定委員会条例

平成28年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、市の地域福祉計画を策定し、及びその実施を推進するため、むつ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議をする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係団体を代表する者
- (2) 障害福祉関係団体を代表する者
- (3) 高齢者福祉関係団体を代表する者
- (4) 健康福祉関係団体を代表する者
- (5) 社会福祉関係団体を代表する者
- (6) 保健福祉に関する学識経験を有する者
- (7) 公募による市民

2 委員は、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱

後、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和2年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

事務局

所 属 名	役職	氏 名
むつ市健康福祉部	部 長	斉 藤 洋 一
むつ市健康福祉部	健康づくり推進監 次 長 事 務 取 扱	高 橋 嘉 美
むつ市健康福祉部福祉政策課	課 長	上 林 啓 史
むつ市健康福祉部福祉政策課	主 査	菊 池 千 明
むつ市健康福祉部福祉政策課	主 任	俵 山 歩

業務支援

株式会社 ギョウセイ

連絡先

むつ市健康福祉部福祉政策課

035-8686 青森県むつ市中央1-8-1

電話 0175-22-1111

内線 2511～2513、5921

E-meil fukushiseisaku@city.mutsu.lg.jp

(×モ)

(×モ)
